

業 務 説 明 書

沖縄県農林水産部村づくり計画課公告農計第911号（平成27年8月26日付け）の「平成27年度沖縄型海岸整備評価手法検討委託業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この業務説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 平成27年度沖縄型海岸整備評価手法検討委託業務
- (2) 履行場所 沖縄県全域
- (3) 業務目的

本業務は、平成26年度に策定された沖縄型海岸整備指針（仮称）（案）に沿った海岸整備を実施するにあたり、環境面・利用面の評価手法について検討するもので、モデル地区である糸満市真栄里海岸において、検討した手法により事業採択可能な効果を算出するものである。

- (4) 業務内容 別添の技術提案仕様書のとおり
【特定テーマ】沖縄型海岸整備における環境面・利用面の評価手法検討
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年2月29日まで
- (6) 契約限度額 22,269,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以下
- (7) 成果品

成果品は、下記のとおりとする。

- ア 業務報告書（製本版） 6部
- イ 業務報告書（資料編）（製本版） 2部
- ウ 上記アからイの電子媒体（CDR等） 2部
- エ 「設計業務等の電子納品要領」に準拠し作成された電子媒体 2部

2 参加資格

- (1) 参加資格については、公告文の項目2のとおり。
- (2) 公告文の項目2 別添_参加資格要件書②失格要件（4）の詳細については、以下のとおり。

参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に、当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合。
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 公告文の項目 2 別添_参加資格要件書①参加資格及び業務実績等に関する要件 (2) の詳細については、以下のとおり

下記に示される同種業務実績又は類似業務について、平成26年度までに完了した業務の実績(再委託による業務の実績は含まない。)を有していること。

(ア) 同種業務 海岸における環境整備の経済効果に関する業務

(イ) 類似業務 環境整備の事業評価に関する業務 又は
海岸に関する調査業務のこと。

※ 同種業務、類似業務ともに、国又は県の公共事業を実施する機関の実績で、契約額が500万円以上の業務とする。

(4) 公告文の項目 2 別添_参加資格要件書①参加資格及び業務実績等に関する要件 (3) の詳細については、以下のとおり。

次のア及びイに掲げる項目を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

ア 技術資格の保有

(ア) 技術士(建設部門(建設環境 又は 河川、砂防及び海岸・海洋) 又は 農業部門(農村地域計画 又は 農村環境) 又は 環境部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

(イ) R C C M(建設環境 又は 河川、砂防及び海岸部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ 業務の実績

上記(3)に規定する同種業務又は類似業務における管理技術者又は照査技術者としての実績を有すること。

3 技術提案書の提出者の特定に関する事項

技術提案書提出者の選定及び特定の手順は、以下のとおり。

(1) 技術提案書ヒアリング対象者の選定

技術提案書提出者が6者以上あった場合は、沖縄県農林水産部村づくり計画課において一次審査(資格及び書類審査)を行い、上位5者を決定する。応募が6者未満の場合は、一次審査をせず、応募資格要件の適合を確認した上で、すべてヒアリングを行う。

(2) 技術提案書提案者の特定

上記(1)で選定した者に対して、技術提案書の内容についてヒアリングを行い、評価値の最も高い者を契約交渉の相手方として特定する。

(3) 総得点あるいは評価値が同点の場合の取扱い

上記(2)において、総得点あるいは評価値が同点となる場合は、委員多数決により順位を決定する。

4 技術提案書評価に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

別紙1「技術提案書評価基準」のとおり。

(2) 技術提案書に関するヒアリング

技術提案書の内容についてヒアリングを実施する。

詳細は、本説明書の8(5)「技術提案書のヒアリング」による。

(3) 技術提案書に基づく業務実施の担保

ア 実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画書について記載された内容に基づき、業務計画書の作成及び業務を行うものとする。

イ 契約書に明記された技術提案書の内容が、受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができるものとする。また、業務成績評定の減点対象とする。

5 業務説明書に対する質問

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格がないと判断された者からの質問は受け付けない。

6 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書の作成

技術提案参加を希望する者は、参加資格の確認及び技術提案書の提出要請を得るため、以下の様式第1号の参加表明書及び様式第1-1号から1-3号の資格確認資料を作成し提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号） 及び 資格確認資料

イ 同種（類似）業務実績調書及び実績を証する書類（様式第1-1号）

ウ 配置予定技術者調書及び実績を証する書類（様式第1-2号）

エ 部門別技術者調書（様式第1-3号）

(2) 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合は、無効とすることがあるので注意すること。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

技術提案書提出参加資格の有無の審査結果は、平成27年9月7日（月曜日）（予定）に通知する。

7 技術提案書の作成等

本説明書の3(1)に基づく参加資格審査の結果、技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、

技術提案書を提出することができる。

(1) 技術提案書の作成

ア 技術提案書

技術提案書は、以下の様式第5号及び様式第5-1号から5-7号について作成して提出する。

- (ア) 技術提案書（様式第5号）
- (イ) 業務の実施体制（様式第5-1号）
- (ロ) 予定技術者の経歴等（様式第5-2号）
- (ハ) 照査技術者の経歴（様式第5-3号）
- (ニ) 予定技術者の同種又は類似業務実績（様式第5-4号）
- (ホ) 業務の実施方針等（様式第5-5号）
- (ヘ) 特定テーマに対する技術等提案（様式第5-6号）
- (コ) 積算書（様式任意）
- (ク) その他（様式第5-7号）

イ 実施方針・業務フロー

業務の実施方針及び業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4判1枚（様式第5-5号）に記載すること。

ウ 特定テーマ（技術提案の内容）

本説明書の1(4)で示した評価テーマ（技術提案の内容）に対する取組方法を具体的に記載すること。その記載に当たっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。また、A4判1枚以内（様式第5-6号）に記載すること。

(2) 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合は、無効とすることがあるので注意すること。

8 各種手続きの方法及び期間等

(1) 設計図書の交付

- ア 交付期間 平成27年8月26日（水曜日）から
- イ 交付方法 沖縄県農林水産部村づくり計画課ホームページ（[http://www. pref. okinawa. lg. jp/site/norin/muradukuri/index. html](http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/muradukuri/index.html)）からダウンロード。
- ウ 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県農林水産部村づくり計画課技術管理班（担当：嘉手納）
電話番号：098-866-2263 FAX番号：098-869-0557
メールアドレス：aa045306@pref. okinawa. lg. jp

(2) 参加表明書の提出

- ア 期間 平成27年8月26日（水曜日）から同年9月2日（水曜日）まで
- イ 受付時間 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで（休日を除く）
- ウ 提出方法等 持参及び郵送により提出。なお、郵送においては、提出期限内必着。
- エ 提出部数 2部

オ 提出先 本説明書 8(1)ウと同じ

(3) 既存資料の閲覧

ア 期 間 平成27年 8月26日（水曜日）から同年 9月16日（水曜日）まで
イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く）
ウ 閲覧場所 本説明書の 8(1)ウと同じ

(4) 技術提案書の提出

ア 期 間 平成27年 9月 7日（月曜日）から同月16日（水曜日）まで
イ 受付時間 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで（休日を除く）
ウ 提出方法等 持参及び郵送により提出。なお、郵送においては、提出期限内必着。
エ 提出部数 6部
オ 提出先 本説明書 8(1)ウと同じ

(5) 技術提案書のヒアリング

技術提案書の内容について、以下のとおりヒアリングを行う。

ア 日時 平成27年 9月18日（金曜日）（予定）

イ 場所 沖縄県庁会議室

ウ ヒアリング方法

ヒアリング方法は、プレゼンテーション方式とし、各提案者の持ち時間は、質疑応答時間を含めて15分とする。（プレゼンテーション10分、質疑応答 5分）

エ ヒアリング項目

管理技術者及び担当技術者の経歴及び業務実績、業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画及び特定テーマ（沖縄型海岸整備評価手法の検討）に対する技術等提案の取組方法等。

オ その他

ヒアリング（プレゼンテーション）の具体的な日時及び場所は、選定後に追って連絡する。ヒアリング（プレゼンテーション）への出席者は、配置予定管理技術者を含め、資料の説明が可能な者と合わせて最大3名以内とする。なお、ヒアリング（プレゼンテーション）時の追加資料は受理しないものとする。

(6) 契約交渉相手方の決定日

契約交渉相手方は、技術提案書のヒアリングの翌日に決定する予定である。

(7) 本説明書に対する質問及び回答

質問の問い合わせ先、提出期間、提出方法、提出先及び回答方法は以下のとおり。

ア 問い合わせ先

本説明書の 8(1)ウと同じ。

イ 提出期間、提出方法及び場所

(ア) 期 間 平成27年 8月26日（水曜日）から同月31日（月曜日）まで

(イ) 受付期間 午前9時から午後5時まで（休日を除く）

(ウ) 場 所 本説明書の 8(1)ウと同じ。

(エ) 提出方法等 持参又は電子メールで書面（様式は任意）により提出すること。電子メールにより提出する場合は、メール件名に、「平成27年度沖縄型海岸整備評価手法検討委託業務に関する質問」と明記し、電話にてメール到達を確認すること。

ウ 回答の方法

- (ア) 期 間 平成27年9月1日（火曜日）から同月2日（水曜日）まで
(イ) 場 所 沖縄県農林水産部村づくり計画課のホームページ

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実に認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は、無効とするとともに指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請（選定）を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け契約交渉相手方の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

11 提出された参加表明書等の変更の可否

参加表明書又は技術提案書の提出期限後においては、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

12 配置予定技術者の確認

- (1) 技術提案書の特定後、TECRIS、AGRIS 等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばない場合がある。
- (2) 病気・死亡・退職等の場合等でやむを得ないとして承認された場合以外は、技術提案書の差し替えは認めない。
- (3) 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、公告文「2 参加資格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

13 支払い条件

- (1) 前金払い 契約金額の30%以内

14 火災保険の要否

不要とする。

15 苦情申し立て

技術提案書の提出要請（選定）を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(1) 提出方法等

- ア 提出期限 非特定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）。
- イ 提出場所 本説明書の8(1)ウと同じ。
- ウ 提出方法等 持参又は電子メールで書面（様式は任意）により提出すること。電子メールにより提出する場合は、メール件名に、「平成27年度沖縄型海岸整備評価手法検討委託業務に関する苦情申し立て」と明記し、電話にてメール到達を確認すること。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申し立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

16 再苦情申し立て

苦情申し立てに対する回答内容に不服がある者は、回答の書面を受け取った日から7日以内（休日を除く）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。再苦情の申し立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

- ア 受付窓口 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 再苦情申し立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班
電話番号：098-866-2374

17 不可抗力による変更

天災等、受注者の責めに帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす事態が発生した場合は、必要に応じ協議して技術提案書の内容を変更するものとする。

18 選定結果に関する情報の公表

選定手続きやその過程の透明性確保のため、契約交渉の相手方が決定した後、次の事項について速やかに公表する。

- (1) 最優秀提案者とその評価点
- (2) 全提案事業者の名称 ※申込順に記載
- (3) 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
- (4) 最優秀提案事業者の選定理由

※ 応募者が2者の場合は、(1)は公表するが、(3)は公表しない。

19 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外には提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公表しない。

- (4) 提出期限以降においては、参加表明書や技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。